給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第２号

さいたま市見沼区大字東新井710番地50　３―301

再生債務者　稲場興治郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年５月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月12日まで

平成27年５月22日

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第３号

山形県天童市大字藤内新田902番地５

再生債務者　太田みどり

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月19日　　山形地方裁判所民事部

規約型企業年金解散公告

確定給付企業年金法第84条第１項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

1．年金の名称　株式会社アオイ企業年金

2．事業所の所在地　神戸市灘区青谷町４丁目８番10号

3．実施事業所の名称及び所在地　株式会社アオイ　東京都千代田区九段南２丁目３番14号

4．解散の理由　確定給付企業年金法第84条による。

5．解散認可年月日　平成27年５月１日

平成27年６月１日

神戸市灘区青谷町４丁目８番10号

株式会社アオイ企業年金

代表取締役　大島　　崇

企業年金清算人就任公告

当企業年金は、確定給付企業年金法第84条第１項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　稲見　泰弘

2．住所　神戸市中央区港島中町２丁目３番５号

平成27年６月１日

神戸市灘区青谷町４丁目８番10号

株式会社アオイ企業年金

代表取締役　大島　　崇

公示送達

東播都市計画事業加古川駅前土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東播都市計画事業加古川駅前土地区画整理事業の換地処分通知書は、１．送付したが受領を拒まれたので、２．送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記の３のとおり公告する。

平成27年６月１日

東播都市計画事業加古川駅前土地区画整理事業

施行者　加古川市

代表者　加古川市長　岡田　康裕

記

1．受領を拒まれたため書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

兵庫県加古川市加古川町北在家2674番地

セ・ポワール加古川３Ａ号

竹峰美智子

2．送付すべき場所を確知することができないため書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

兵庫県加古川市加古川町寺家町156番地

大江　定次

3．通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により、東播都市計画事業加古川駅前土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

教示

1．この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2．この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して６箇月以内に加古川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3．上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に加古川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを兵庫県加古川市加古川町溝之口510番の９において掲示する。

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月一日

東京都調布市小島町二丁目四〇番地一〇

シーエフ事務所二Ｆ

（甲）特定非営利活動法人調布市地域情報化コンソーシアム

（乙）特定非営利活動法人ちょうふどっとこむ

理事　原子　尚之

東京都調布市小島町二丁目四〇番地一〇

シーエフ事務所二Ｆ

（乙）特定非営利活動法人ちょうふどっとこむ

理事　大前　勝巳

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンビニエンスストアの運営に係わる事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この承継で公告します。

二及び乙の株主総会の承認決議は平成二十七年五月二十五日に終了しております。

甲及び乙の効力発生日は平成二十七年七月十日であり、

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年六月一日

横浜市港北区日吉本町一丁目一番二号

（甲）株式会社ｇｒａｓｓｌａｎｄ

代表取締役　荒木　慎一

川崎市幸区北加瀬三丁目一九番七―五〇一号

（乙）有限会社ＳＡＫＵＬＡ

取締役　竹田　司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月一日

札幌市中央区南一二条西九丁目二―二七―二〇三

合同会社ＤＥＭ

代表社員　中村　鉱平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月一日

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号

合資会社東亜商館

代表社員　加藤　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月一日

東京都文京区後楽一―一―五後楽園サイトビル八Ｆ

光映合同会社

代表社員　龔　亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月二十一日

掲載頁　五十五頁（号外第一二三号）

平成二十七年六月一日

東京都江戸川区東葛西六丁目二三番五号

株式会社エムエムシー

代表取締役　前田　進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月一日

東京都港区麻布十番一丁目一一番三号

合資会社東亜商館

代表社員　加藤　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月一日

東京都文京区後楽一―一―五後楽園サイトビル八Ｆ

光映合同会社

代表社員　龔　亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月二十一日

掲載頁　五十五頁（号外第一二三号）

平成二十七年六月一日

東京都江戸川区東葛西六丁目二三番五号

株式会社エムエムシー

代表取締役　前田　進